

序章．計画の位置づけ

1．計画の目的

さぬき市は、緑豊かな自然や歴史文化資源に恵まれ、そこで暮らす市民の誰もが、健やかに安全で安心して暮らせる活力あるまちを望んでいます。

そのような市民の想いに沿ってまちづくりを進めていくためには、目指すまちの将来像やまちづくりの方針と、それを実現するためのまちづくりのルールとなる都市計画や、具体的な都市計画事業等を計画していく必要があります。それらの方針や計画を定めたものが「都市計画マスタープラン」です。都市計画法第 18 条の 2 で「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として定められており、本さぬき市都市計画マスタープランは、この法に基づいて策定するものです。

2．都市計画に関するマスタープランの位置づけ

さぬき市都市計画マスタープランは、都市計画法において、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想（さぬき市総合計画基本構想）並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（さぬき都市計画区域マスタープラン）に即して策定することが定められています。

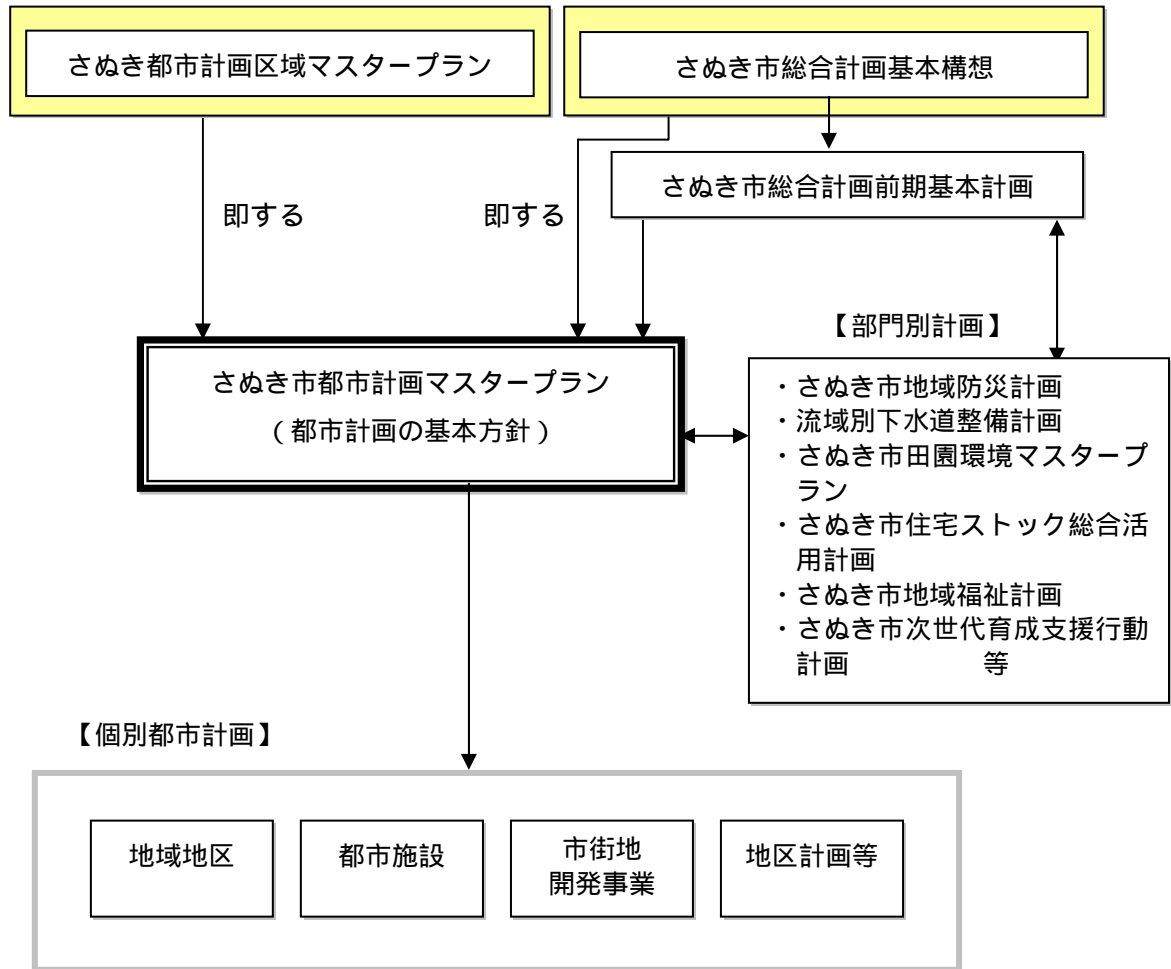
さぬき都市計画区域マスタープランは、2004 年(平成 16 年)5 月 17 日に香川県において策定され施行されており、一体の都市として整備、開発及び保全すべき区域として定める都市計画区域全域を対象として、都道府県が一市町村を超える広域の見地から区域区分をはじめとした都市計画の基本的な方針を定めたものです。それに対し、さぬき市都市計画マスタープランは、住民に最も身近な市が、より地域に密着した見地から、創意工夫のもとに定める都市計画の方針です。

さぬき都市計画区域マスタープランでは、広域的、根幹的な都市計画に関する事項を主として定め、さぬき市都市計画マスタープランでは、地域に密着した都市計画に関する事項を主として定めています。

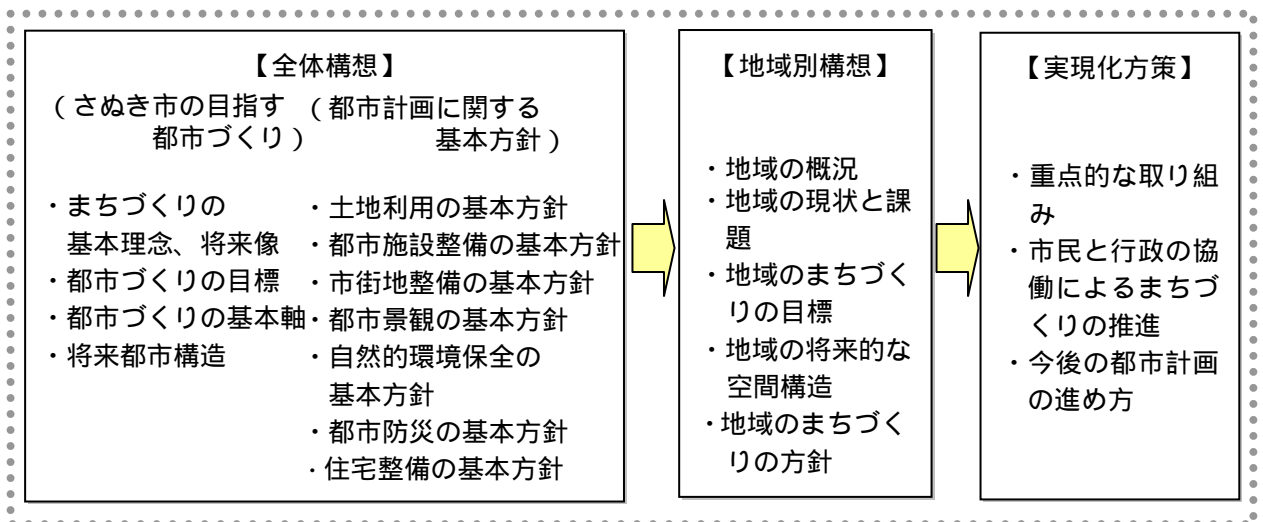
そのため、さぬき市都市計画マスタープランは、都市計画分野（土地利用、都市施設、市街地整備等）に関して、より具体的な方向性や内容を示し、関連する他の部門別個別計画との整合性を図る必要があります。

このように、さぬき市都市計画マスタープランは、関連する上位計画、並びに関連する部門別個別計画とも整合を図りながら、具体的に定める都市計画の決定や変更、都市計画事業を推進する際に、都市計画の指針として重要な役割を担うものです。

<さぬき市都市計画マスタープランの位置づけ>



3. 計画の構成



4 . 計画の目標年次

さぬき市都市計画マスタープランの目標年次は、さぬき市総合計画及びさぬき都市計画区域マスタープランとの整合性に配慮し、都市づくりの目標は概ね 20 年後を目指し、2020 年度(平成 32 年度)、主要な施設の整備目標は概ね 10 年後を目指し、2014 年度(平成 26 年度)を目標とします。

